

出版プロセスの体験的日欧比較

学習院大学法学部法学科教授 小塚 莊一郎

昨年、比較法国際会議での報告がご縁となって、国際担保権に関するケープタウン条約と各国担保法を比較した書籍をSpringer社から出版し、カタログNo.051(489)6月号に掲載していただいた(Souichirou Kozuka, Implementing the Cape Town Convention and the Domestic Laws on Secured Transactions, Springer, 2017)。カタログ情報になってしまえばほんの数行にすぎないが、改めて目を見ると、国内での出版とは大きく異なる出版プロセスで苦労したことの数々が思い出された。

編者の立場からみると、日本の出版社との最も大きな違いは、出版契約に対する厳しさである。今回の書籍には、編者を含めて18か国から26人の研究者と実務家が執筆しているが、その全員から、署名した出版契約書をスキャンしたデータの送付を受け、それを提出することが求められた。契約書は2ページで、それほど長くはないとはいえ、中には末尾の署名した部分のみを送ってくる執筆者もある。それは、不完全な契約書として受理されないの、全体を送り直してもらわなければならない。また、一度、他の雑誌に掲載された論稿を再録する場合は、著作権者から転載を許諾する書面の発行を受けて提出する必要がある。論文集や雑誌論文の場合に著作権を原著者が持つか出版社が持つかは、国によって慣行が異なるので、許諾を受ける相手方の確認にも神経を使う。

いま一つの大きな相違は、編集プロセスが完全に電子化されていることである。ゲラはPDFファイルで送られてきて、校正は注釈機能を使って行うように求められる。欧米の出版社は、製版じたいをPDFで行っているの、加筆も削除も、データ上で行うことになる。そして、書籍が完成すると、自分が執筆した部分について、抜刷に相当するPDFファイルが提供される。抜刷ファイルの使用条件は出版契約中で定められており、Springer社の場合は、他の研究者への提供や、教育目的での配布などは、出版者を明示することを条件として許容されている。

日本では、法律書の刊行や雑誌への掲載に際して、出版契約書を作ったという話を、寡聞にして聞かない。もっとも、日本書籍出版協会の調査によると、出版契約書を締結している割合は7割強とされているから、これは法律出版の業界に特有の慣行かもしれない。他方、日本でも、出版プロセスはデジタル化されており、ゲラがPDFで送られてくることも増えたが、その場合も画像データなので、鉛筆ツールで書き込む以外の注釈機能は使用できない。これは、デジタル技術が個々の作業を効率化するツールとして位置づけられ、業務プロセス自体の変革には結びついていないということであろう。

契約書に対する厳格さの違いと、工程のデジタル化の差異は、どちらも、日本人や日本企業について言われるステレオタイプそのままである点が興味深い。そして、改めて考えると、二つの問題は、実はつながっているのかもしれない。契約書によって権利と義務を明確にしなくとも、ものごとの進め方は決まっているという信頼があるから問題とならないのであり、だからこそ、新しい技術が出現したからといって業務プロセスを簡単に変えるわけにはいかないのだとも考えられるからである。もしもこの推論が正しければ、両者は制度的な補完性を持っているということになる。とはいえ、実証的な根拠もないまま、この関係をうかつに断定することは、社会科学者としては、差し控えておくべきであろう。